

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和6年11月26日提出

瀬戸内市長 武久 顕也

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和6年10月7日

瀬戸内市長 武久 顕也

損害賠償の額を定め和解することについて

瀬戸内市邑久町尾張286番地先交差点で発生した自動車事故による損害のうち物件損害について、次のとおり賠償額を定め、和解するものとする。

1 事故の相手方

住 所
氏 名

岡山県岡山市東区

2 事故の概要

市営バスは、牛窓7:20発邑久駅行を運行し終点邑久駅到着後の回送中、県道223号線を南下し、邑久駅南交差点に差し掛かった。信号が黄色から赤に変わったタイミングで交差点へ進入したところ、対向車両も右折していたことから市営バス車両の前面左側と相手方車両前部左角が衝突したものの。

3 和解の要旨

瀬戸内市は、本件事故に係る物件損害の部分につき、損害賠償金として、3,206,600円を相手方に支払う。